令和８年度　第１回 村上市子ども・子育て会議 会議録

会 議 名	令和８年度　第１回 村上市子ども・子育て会議
日　　時	令和８年９月２９日（火）午後２時～午後４時５分
会　　場	村上市役所　大会議室（４階）
出 席 者	出席委員：１０名 遠山委員、吉川委員、市井委員、竹田委員、八藤後委員、工藤委員、齋藤委員、冨樫委員（副委員長）、本間委員、仲委員（委員長）※名簿順
	欠席委員：小田桃委員、佐藤委員、小田加代子委員、鈴木委員
	オブザーバー：仙田氏
	事務局：石田福祉課長、押切保健医療課長、平山生涯学習課長、林学校教育課長補佐、こども課　高橋課長、小野課長補佐、志田副参事、百武課長補佐、石嶋係長、長谷部課長補佐、渡辺副参事、渡邉主査

会議抄録
１　開会 ２　委員長あいさつ ３　自己紹介 ４　報告 （１）村上市子ども・子育て会議について ※資料№.１について、事務局から説明 ※質疑なし ５　議事 （１）会議の公開及び会議録に関する取扱いについて ※資料№.２について、事務局から説明 委　　員：議事録について、前は発言した委員名も掲載していたと思いますが、委員名を公表しない理由はなんでしょうか。

事 務 局：発言者の個人名を公表することでその発言者が誹謗中傷を受ける恐れを排除するため発言者の個人名は非公表としております。

（２）村上市こども計画　令和７年度実績について

※資料№.３について、事務局から説明

委　　員：P24　6-1-2　民間として地域のこどもたち、家庭等に長い間関わっており、要対協の地区会議で情報共有等をさせていただきましたが、昨年度から地区会議が無くなった理由をお伺いします。

P21　5-1-4　Ａ評価ですが、民間の団体、保護者を通じて学校にケース会議を求めることがありますが必ずしも迅速に対応していないと感じております。保護者からの不登校の相談についてどのようにケース会議につながるかお伺いします。

P19　4-1-2　昨今の学習の多様化により20歳までに高校までの学習が修了していないこどもも出てきています。また、就労のための資格取得の学習支援も必要となっています。

20歳以上でも学習支援が受けられると良いと考えています。

事 務 局：１点目の要対協の地区会議の廃止については、協議が重複していることから廃止しました。相談窓口等での相談、個別の情報についてはケース会議を開き、重層的支援会議により多角的に情報共有、協議を行っております。

２点目の不登校の対応については、各地域にある教育支援センターで支援を迅速に対応、相談を行っておりますので、まず、各学校に相談していただき対応を図ります。

20歳以上の学習支援については実施できるか確認します。

委　　員：20歳以上の学習支援については、20歳以上の方々が自立していく手立てでもありますので他の計画を含めて支援を考えていただきたい。

委　　員：P3　1-3-1　具体的な事案がなく取組づくりに至っていないとありますが、自身が担当している地域で約170名のところ高齢化率が約40％で地域の茶の間等に参加するのが約20名でメンバーが固定されており、なかなか集まりにくい状況です。この地域だけではなく他の地域でも同様と聞いています。これは高齢者の例ではありますがこのような状況から実態把握をしていかないと変わっていかないと考えます。

P16　3-3-5　取組を行っているのでＡ又はＢでも良いと感じました。

P23　6-1-1　実績において一斉改選があり取組が出来なかったとありますが、前から一斉改選があることは分かっていたことから取組ができない理由にはならないと感じました。

P26　6-3-2　民生委員として防犯講習を受けております。実施していることから対象を絞って評価する必要がないのではないかと感じました。

資料№3-2　P10　（５）について計画値と実績の乖離の理由をお伺いします。

事 務 局：資料№3-2　P10　（５）について計画値は令和７年度の出生数の見込みであり、実績は、令和７年度に出生し、訪問した人数になります。

P23　6-1-1、　P26　6-3-2等、全体的な評価についてはご意見を基に今後の計画、取組、評価の中で検討していきたいと考えております。

委　　員：P7　2-2-7　インフルエンザの予防接種費用の助成はありますでしょうか。

事 務 局：国民健康保険加入者の高校生以下に対しては助成がありますが、それ以外はありません。

委　　員：インフルエンザの流行期に入っております。65歳以上には助成があるようですが、幼児に予防接種を受けさせたいが、２歳以上から接種でき、痛みもなく効果期間が長いフルミスト等、高額で接種できないとの声を聴いています。市として助成するような予定はありますか。

事 務 局：国民健康保険の保険事業で対応していることから、国民健康保険加入者のみ対象としております。65歳以上については、国の予防接種事業に該当していることから1,650円で受けることができます。

委　　員：高齢者だけではなく、子育て世帯の負担軽減のため一部でも助成できるよう検討していただきたい。

事 務 局：ご意見として伺います。ありがとうございました。

委　　員：P5　2-1-4　宿泊として利用している実績がありますが、どこで宿泊しているのでしょうか。

事 務 局：村上市内では村上総合病院で対応しています。

委　　員：P7　2-2-4、5　取組内容が同じようですが違いは何でしょうか。

事 務 局：2-2-4については、栄養士による栄養相談であり、2-2-5については、調理実習をメインに実施しております。

委　　員：P7　2-2-6　相談件数は何件でどのような相談なのかお伺いします。

事 務 局：後ほど確認します。

委　　員：資料№3-2　P10（５）、P11（13）は同じような事業内容であれば統合してもいいと思いました。

産後ケアはどこで実施しているかお伺いします。

P10（４）について実施機関はどこになるのでしょうか。

事 務 局：以前は、（５）のなかで（13）の家事・育児支援を行っておりましたが、使いづらいことから国により（13）が新設されました。よって（５）は家庭にお伺いし、育児に対する相談を受けるもので（13）は家事・育児の支援がメインとなります。

産後ケアについては村上総合病院で宿泊型と助産師による訪問により実施しております。

（４）については村上市内ではその事業所がないことから、対象者がいる場合は児童相談所と連携して一時保護等で対応しております。

委　　員：資料№3-2　P8（３）で確保実績が利用実績を下回っている理由は何でしょうか。

資料№3-2　P11（10）に関連して、ファミサポで土曜保育が利用できないこどもをお預かりした経緯があります。土曜保育の利用方法をお伺いします。

また、同じ（10）の関連で部活の地域展開に伴い、部活動が遠方で保護者の送迎ができないことから参加できないとの相談を受けています。ファミサポの対象年齢を上げることは考えていないのでしょうか。

事 務 局：利用実績と確保実績の考え方については、施設の数、利用定員等が定まっているところは、その利用定員が確保実績となっており、定まっていないところはその利用実績が確保実績となります。P8（３）の確保実績については、利用定員が定まっており、それを確保実績としておりますが、実際は国の基準以内で利用実績のとおり受け入れているものです。

土曜保育については、各地域に１施設開園しております。土曜日利用の希望を事前にお伺いしたうえで実施しております。ただ、事前に土曜保育の利用希望がない場合は、その園を閉園しております。ただ、突発的な利用希望がある場合でも連絡体制は周知しており、その場合は開園しますので直接園にご相談していただきたい。

部活動の地域展開については、令和８年度から完全移行になりました。一番問題となっているのが移送です。部活の移送についてバスが必要であればそのクラブに補助するなどの対応を図り保護者の負担にならない様にしていきたい。

委　　員：P16　3-1-8　ＰＴＡとして見通しの悪い箇所等にカーブミラーの設置の要望がある場合は、その区の区長を通して要望すればよろしいのでしょうか。

事 務 局：そのとおりです。

委　　員：資料№3-2　P11（９）について計画に対して利用実績の乖離が多い理由は何でしょうか。

P12　2-3-8　すべての学校で実施できていない理由は何でしょうか。保護者へ向けた発信は行っているように感じますが、地域に向けた発信を行えていないという解釈でよろしいでしょうか。

事 務 局：資料№3-2　P11（９）の計画値については計画策定段階で令和６年度以前の実績から見込みを算出したものですが、実績に比べて計画値が甘く算出されたことによるものと考えます。

P12　2-3-8は保護者に対しては、たより等によりしっかり発信しておりますが、保護者以外については、ホームページ、その他の媒体での発信をすべての学校で取組できていない状況です。

委　　員：全体的な評価として、福祉の向上とは、全体的な数値が上がることではなく必要な人に必要な支援が個別に届くことです。今後の民間団体と連携して福祉の向上に努めていただきたいと考えます。

（３）学童保育所の定員を変更すること等について

※資料№.４について、事務局から説明

委 員 長：大幅に定員の改定をすることになりますが、これだけ利用児童がいるということでしょうか。

事 務 局：夏休み等の長期休業期間中だけの利用も考慮し、定員を改訂しております。

委　　員：自身のこどもも学童利用申請を行いましたが、定員超過により利用できなかった時期がありましたので、定員を増やすことは非常に良いことと考えます。

委　　員：今回の定員の改定により、それに関わる職員も増えるということでよろしいでしょうか。

事 務 局：現状、国の基準内で定員以上に受け入れており、それに伴い職員を配置しております。今回の定員の改定は、現状に合わせて条例上で定めている定員を変更するもので、今回の改定に伴い職員を増加するというものではありません。

委　　員：利用児童が増えることにより、職員の目の届かないところでケガの発生やこどもたちのトラブルが出てきます。しっかり職員の目が行き届くような体制にしていただきたい。

事 務 局：今後も適正な職員の配置にしていきます。

委 員 長：夏休み等の長期休業期間中に利用児童が増えるとのことですが、その時の職員の確保はどのように行っているのでしょうか。

事 務 局：夏休み等の長期休業期間中は、朝から開設となることから毎年職員の確保に苦慮しておりますが、学校の介助員が長期休業期間中はフリーになることから、その方々を支援員として雇用して確保しております。

委 員 長：その介助員は資格のある方でしょうか。

事 務 局：利用児童40名に対して支援員が２名必要となり、そのうち１名が有資格者となりますので、その基準に合わせて配置しています。介助員の方々で資格を持っている人は少ないと思います。

委　　員：現場として、利用児童の心身状況により必要な人員の配置は違ってきますのでしっかりとした人員の配置をお願いします。

山北地域は、夏休み期間中、学校の介助員からの確保が難しく、学生アルバイトにアプローチをしておりますが、単発での雇用にリスクを感じており課題となっています。

委　　員：先の委員と同様に、利用児童の心身状況により毎年必要な人員の配置が変わります。金銭的にも、市が認めなければ確保できないことから苦慮しています。

事 務 局：さんぽく森の学童保育所については、指定管理者制度を導入しており、人員配置については精算項目となっています。必要な人員配置に対してその費用は負担しております。

６　その他

事 務局：保育園等の利用定員を変更する際の今後の対応について説明いたします。保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの「定員」には、「認可定員」と「利用定員」のふたつがあり、「認可定員」は、設備や面積基準など、施設の物理面を条件とする受け入れの上限をいい、「利用定員」は、保育士の配置や運営基準を満たすことを条件とする受け入れの上限となります。私立の施設の場合は、「利用定員」によって、在園児１人あたりに係る給付費単価が変わり、施設への給付費額に影響することから、認定こども園や小規模保育事業所などから、市に対して利用定員の変更申し出があった場合、その都度対応をしておりますが、今後は、各施設の４月の園児数がある程度見える前年度の１月頃に、市から私立の施設に対して利用定員変更の意向調査行ったうえで、新年度４月からの変更ができるよう計画的に進めていきたいと考えております。

また、公立保育園についても「利用定員」を普通交付税や指定管理料の算定に用いており、それぞれに影響が生じることから、私立の施設と同じく、次年度の園児数を踏まえ、年度当初の４月に適正な利用定員となるよう見直し、変更手続きを進めたいと考えております。変更の際は、本会議において、次年度の利用定員をお示し、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

７　次回の会議日程

令和９年２月　予定

８　閉　会　副委員長挨拶